

制 度 名	原料用途免税の本則化	
税 目	揮発油税、地方揮発油税及び石油石炭税（本則）	
要 望 の 内 容	<p>現行制度においては、揮発油税、地方揮発油税及び石油石炭税について、課税対象物が石油化学製品等の製造プロセスに不可欠な原料用途等として使用される場合に、租税特別措置として、これを免税又は還付とする措置が講じられているところ。</p> <p>他方、諸外国においては、原料用途の石油、石炭、揮発油については、特別措置による免税・還付ではなく、非課税措置が講じられている。</p> <p>かかる状況に鑑みれば、我が国においても、課税条件の国際的なイコールフットディングを確保することで、産業の空洞化の回避及び国際競争力の維持を図る必要があり、原料用途の石油、石炭、揮発油の免税・還付措置について、本則化を図ることが不可欠である。</p> <p>具体的には、以下に掲げる揮発油税、地方揮発油税及び石油石炭税の免税・還付措置について、本則化を図りたい。</p> <p><b>①石油化学製品製造用揮発油の免税等</b>          ・石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等          （租税特別措置法第 89 条の 2、租税特別措置法施行令第 47 条～第 47 条の 6、租税特別措置法施行規則第 38 条～第 38 条の 4）</p> <p><b>②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税</b>          ・移出に係る揮発油の特定用途免税          （租税特別措置法第 89 条の 3、租税特別措置法施行令第 47 条の 7～第 47 条の 9、租税特別措置法施行規則第 39 条）          ・引取りに係る揮発油の特定用途免税          （租税特別措置法第 89 条の 4、租税特別措置法第 47 条の 10）          ・移出に係るみなし揮発油の特定用途免税          （租税特別措置法第 90 条、租税特別措置法施行令第 48 条～第 48 条の 3、租税特別措置法施行規則第 39 条、第 39 条の 2）          ・引取りに係るみなし揮発油の特定用途免税          （租税特別措置法第 90 条の 2、租税特別措置法施行令第 47 条の 4）</p> <p><b>③引取りに係る石油製品等の免税</b>          ・引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税          （租税特別措置法第 90 条の 4、租税特別措置法施行令第 48 条の 6）          ・引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免除          （租税特別措置法第 90 条の 4 の 2、租税特別措置法施行令第 48 条の 7）</p> <p><b>④引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税</b>          ・引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税          （租税特別措置法第 90 条の 4 の 2、租税特別措置法施行令第 47 条の 7）</p> <p><b>⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付</b>          （租税特別措置法第 90 条の 5、租税特別措置法施行規則第 49 条、租税特別措置法施行規則第 39 条の 5 の 4）</p> <p><b>⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付</b>          （租税特別措置法施行法第 90 条の 6 の 2、第 50 条の 2、租税特別措置法施行規則第 39 条の 5～7）</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	一百万円 （▲3,738,700 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化及び産業空洞化の防止を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の質の向上を図る。

また、諸外国において、原料用途の石油、石炭、揮発油が、課税目的の如何に関わらず非課税とされていることを踏まえ、課税環境の国際的なイコールフットディングを確保し、中長期的な国内投資を維持するとともに、製品の低廉かつ安定的な供給を通じた我が国製造業の国際競争力の維持・強化及び産業空洞化の防止を実現し、もって我が国経済の活性化及び国民生活の質の向上を図る。

なお、平成 24 年度税制改正大綱において、本措置は検討事項として位置づけられている。

[平成 24 年度 税制改正大綱] (抜粋)

4. 消費課税

(3) 租税特別措置等

[国税]

(延長・拡充等)

- ⑤ 輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等、鉄鋼製造用等の特定用途石炭及び国産石油アスファルト等に係る石油石炭税の免税・還付措置の適用期限について、当分の間、延長する。原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き、検討する。

(2) 施策の必要性

諸外国において、原料用途の石油、石炭、揮発油が、課税目的の如何に関わらず非課税とされていることに鑑みれば、課税環境の国際的なイコールフットディングを確保することが必要。

①石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等

石油化学製品の原料について、諸外国では課税をしていない。石油化学産業の存立の観点から、課税環境の国際的なイコールフットディングを確保することが必要である。

化学製品の低廉かつ安定的な供給、価格転嫁を進めにくい中小企業（プラスチック製品製造業で約 2 万事業所）の経営安定等の観点から免税が必要である。また、石油化学産業の製品は生産に際して消費する CO<sub>2</sub> よりも、CO<sub>2</sub> 削減に寄与する物質が多く、ライフサイクルでは生産時に排出する CO<sub>2</sub> の 2.7 倍～ 4.2 倍の CO<sub>2</sub> 削減効果を有するため、地球温暖化対策にも有効である。

②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税

ゴム製品、接着剤、塗料等に用いられる揮発油及びみなし揮発油については、先進諸外国において課税されておらず、課税環境の国際的なイコールフットディングが必要である。

また、ゴム製品、接着剤、塗料等は産業の基盤となる基礎材として欠かせず、代替も困難なものであるが、その製造事業者は、経営基盤が脆弱な中小企業者が多く（中小企業比率：ゴム製品 98.8%、接着剤 99.4%、塗料 99.2%）、仮に課税された場合、製品価格への転嫁を行うことが困難である。したがって、中小企業の経営への悪影響を回避する観点からも非課税措置が不可欠である。

③引取りに係る石油製品等の免税

石油化学製品の原料について、諸外国では課税をしていない。石油化学産業の存立の観点から、課税環境の国際的なイコールフットィングを確保することが必要である。

化学製品の低廉かつ安定的な供給、価格転嫁を進めにくい中小企業（プラスチック製品製造業で約2万事業所）の経営安定等の観点から免税が必要である。また、石油化学産業の製品は生産に際して消費するCO<sub>2</sub>よりも、CO<sub>2</sub>削減に寄与する物質が多く、ライフサイクルでは生産時に排出するCO<sub>2</sub>の2.7倍～4.2倍のCO<sub>2</sub>削減効果を有する。地球温暖化対策にも有効である。

④引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税

鉄鋼、コークス、セメント製造用の原料用途の石炭について、諸外国においては課税目的の如何に関わらず課税していない。

我が国の基盤的産業の国際競争力確保と中長期的な国内投資を維持するために、課税環境の国際的なイコールフットィングを確保することが必要である。

我が国製造業の基盤や社会資本整備に必要不可欠な基礎資材である鉄鋼、コークス、セメントの低廉かつ安定的な供給を通じて、我が国製造業の国際競争力強化を実現し、我が国経済の活性化及び国民生活の質の向上を図るためにも、非課税措置が必要である。

⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付

石油製品は連産品であり、原油からは一定の割合でナフサ等が生産される。仮に当該措置がない場合には、輸入ナフサ等との価格差が生じ、国産ナフサ等の販売が困難となり、国民生活・産業活動に不可欠な石油製品供給に支障を及ぼすおそれがある。したがって、輸入ナフサ等と国産ナフサ等の課税環境のイコールフットィングを確保する観点から当該還付措置を講じることが重要である。

⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付

輸入石油アスファルト等には、石油石炭税が課税されていない一方で、国産石油アスファルト等の原料である原油には石油石炭税が課されている。このため、輸入石油アスファルト等と国産石油アスファルト等の課税環境のイコールフットィングを確保することが必要である。

今回の要望に関連す	政策体系における政策目的の位置付け	[基本計画] 1. 経済成長 3. 資源エネルギー・環境対策
	政策の達成目標	ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化及び産業空洞化の防止を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の質の向上を図る。  また、諸外国において、原料用途の石油、石炭、揮発油が、課税目的の如何に関わらず非課税とされていることを踏まえ、課税条件の国際的なイコールフットィングを確保し、中長期的な国内投資を維持するとともに、製品の低廉かつ安定的な供給を通じた我が国製造業の国際競争力の維持・強化及び産業空洞化の防止を実現し、もって我が国経済の活性化及び国民生活の質の向上を図る。  <u>①石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等</u> 石油化学製品の製造に使用する揮発油（ナフサ）における

			<p>課税環境の国際的なイコールフットィングを確保し、幅広い産業で活用される石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を通じて、我が国製造業の国際競争力の強化及び産業空洞化の防止を図る。</p> <p>②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税        ゴム製品等の製造用に使用する揮発油及びみなし揮発油における課税環境の国際的なイコールフットィングを確保し、幅広い産業で活用されるゴム製品等の基礎材の低廉かつ安定的な供給を通じて、我が国製造業の国際競争力の強化及び産業空洞化の防止を図る。</p> <p>③引取りに係る石油製品等の免税        石油化学製品の製造用に使用する原油、石油製品及びガス状炭化水素における課税環境の国際的なイコールフットィングを確保し、幅広い産業で活用される石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を通じて、我が国製造業の国際競争力の強化及び産業空洞化の防止を図る。</p> <p>④引取りに係る特定石炭の免税        鉄鋼、コークス、セメント製造用に使用する石炭における課税環境の国際的なイコールフットィングを確保し、我が国製造業の基盤を支える基礎資材である鉄鋼、コークス、セメントの低廉かつ安定的な供給を通じて、我が国製造業の国際競争力強化及び産業空洞化の防止を図る。</p> <p>⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付        石油化学製品製造用国産ナフサ等に係る石油石炭税を還付することにより、課税環境のイコールフットィングを確保する。また、当該国産ナフサ等を原料に幅広い産業で活用される石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を通じて、我が国製造業の国際競争力の強化及び産業空洞化の防止を図る。</p> <p>⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付        国産石油アスファルト等に係る石油石炭税を還付することによる課税環境のイコールフットィング確保を通じて、我が国製造業の国際競争力の強化及び産業空洞化の防止を図る。</p>
	租税特別措置の適用又は延長期間	揮発油税法、地方税法及び石油石炭税法の本則における恒久措置	
	同上の期間中の達成目標	恒久措置のため、「政策の達成目標」と同様。	
	政策目標の達成状況	現行制度においては、租税特別措置法において、原料用途の石油、石炭、揮発油の免税・還付が措置されているが、現行の措置は、あくまで特例措置であるがゆえに、課税の議論にさらされ易く、その度に関連事業者の株価が著しく下落するなど、事業基盤が必ずしも安定していない。このため、企業にとっては、長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。	
有効性	要望の措置の適用見込み	①石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等 石油化学企業及び石油精製企業（エチレン製造者11社、芳香族製造者23社、ナフサ製造者10社）が本措置を利用する見込み。	

			<p>(石油化学工業協会調べ)</p> <p>②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税      ゴム製品製造企業158社、接着剤製造企業19社、塗料製造企業253社が、本措置を利用する見込み。      (日本ゴム工業会、日本塗料工業会、印刷インキ工業会、日本接着剤工業会等業界及び経済産業省調べ)</p> <p>③引取りに係る石油製品等の免税      輸入ナフサを使用する石油化学企業(エチレン製造者11社、芳香族製造者23社)が本措置を利用する見込み。      (石油化学工業協会調べ)</p> <p>④引取りに係る特定石炭(鉄鋼、コークス、セメント製造用)の免税      鉄鋼製造用:13社、コークス製造:12社、セメント製造用:15社が免税措置を利用する見込み。      (経済産業省調べ)</p> <p>⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付      適用期間内における適用事業者数      平成23年度:10社      適用事業者の範囲の見込み:      10社(課税済み原油等から国産ナフサ等を製造する全ての事業者)      (石油連盟調べ)      (石油連盟調べ)</p> <p>⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付      適用期間内における適用事業者数      平成23年度:9社      適用事業者の範囲の見込み:      9社(課税済み原油等から石油アスファルト等を製造する全ての事業者)      (石油連盟調べ)</p>
	<p>要望の措置の          効果見込み(手段としての有効性)</p>		<p>①石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等          本措置により、石油化学製品等の原料に対する課税に関する国際的なイコールフットイングが確保され、石油化学製品の低廉かつ安定的供給が図られることを通じて、国際競争力の確保及び産業空洞化の防止が図られる。          この効果は、直接、本措置が適用される者のみならず、石油化学製品を利用する中小企業17,000社にも効果が均霑し、さらに石化業界約8万8千人を始め、化学関連産業の約70万人の雇用も支える。</p> <p>仮に世界に類のない原料用途課税により、石油化学産業が在立できなくなれば、税収見込額が、そもそも失われることに加え、上記の雇用も脅かされ、産業空洞化が進む要因となる。</p> <p>石油化学製品のサプライチェーン上には、価格交渉力の弱い中小企業が多く存在しており、課税された場合、価格転嫁は極めて困難。中小企業をはじめとして国内関連産業に多大な影響が生じる。</p> <p>また、仮に価格転嫁できたとしても、無税の原料により作られた輸入製品が国産品と置き換わる事態が生じる。</p> <p>なお、仮に現行揮発油税の1%(538円/KL)の課税がなされた場合であっても、約350億円の負担となり、エチレンセンター全社の合計利益(11社の過去5年平均営業利益1,000</p>

億円)の大半を喪失する。

**②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税**

本措置により、ゴム製品、接着剤、塗料等に用いられる揮発油に対する課税に関しての国際的なイコールフットィングが確保され、産業の基礎材としてのこれら製品の低廉かつ安定的な供給を通じて、国際競争力の確保、及び産業空洞化の防止が図られる。

この効果は、直接、本措置が適用される製造事業者はもとより、これらを利用して事業を営む中小企業等、例えば塗装事業者およそ4万9千社、26万9千人の雇用も支えることとなる。

仮に世界に類のない原料用途課税により、石油化学産業が在立できなくなれば、税収見込額が、そもそも失われることに加え、上記の雇用も脅かされ、産業空洞化が進む要因となる。

また、ゴム製品、接着剤、塗料等は産業の基盤となる基礎材として欠かせず、代替も困難なものであるが、その製造事業者は、経営基盤が脆弱な中小企業者が多く(中小企業比率:ゴム製品98.8%、接着剤99.4%、塗料99.2%)、仮に課税された場合、製品価格への転嫁を行うことが困難である。

**③引取りに係る石油製品等の免税**

本措置により、石油化学製品等の原料に対する課税に関しての国際的なイコールフットィングが確保され、石油化学製品の低廉かつ安定的供給を通じて、国際競争力の確保及び産業空洞化の防止が図られる。

この効果は、直接、本措置が適用される者のみならず、石油化学製品を利用する中小企業17,000社にも効果が均霑し、さらに石化業界約8万8千人を始め、化学関連産業の約70万人の雇用も支える。

本措置により石油化学産業が存立。世界に類のない原料用途課税により、石油化学産業が在立できなくなれば、税収見込額が、そもそも失われることに加え、上記の雇用も脅かされ、産業空洞化が進む要因となる。

石油化学製品のサプライチェーン上には、価格交渉力の弱い中小企業が多く存在しており、課税された場合、価格転嫁は極めて困難。中小企業をはじめとして国内関連産業に多大な影響が生じる。

また、仮に価格転嫁できたとしても、無税の原料により作られた輸入製品が国産品と置き換わる事態が生じる。

なお、石油石炭税2040円/kLの課税は、エチレン4400円/tのコストアップに相当し、競争力が失われる。仮に課税されれば、全体で約500億円の負担となり、エチレンセンター全社の合計利益(11社の過去5年平均営業利益1,000億円)の大半を喪失する。

**④引取りに係る特定石炭の免税**

我が国製造業の基盤や社会資本整備に必要不可欠な基礎資材である鉄鋼、コークス及びセメントの製造に使用する石炭については、①製品の製造用原料として石炭の使用が不可欠なこと、②他の原料による代替が事実上困難であること、③製品価格に占めるウェイトが大きく、石炭の価格上昇が製品価格に与える影響が大きいこと、を踏まえ措置されており、これに加え、我が国産業の国際競争力や国民経済への影響にも配慮し、本措置を講じることが有効。

### ○鉄鋼

仮に、鉄鋼製造用石炭へ課税された場合、粗鋼1トン当たり500円程度の負担増と試算されるが、国内・海外双方の市場で激しい競争を行っていることから、課税負担分を全額転嫁することは困難。更に、鉄鋼業が課税負担を吸収することにより、鋼材の価格競争力の喪失や、研究開発費・設備投資費の減少により、中長期的な技術優位性の喪失が予想される。こうした結果、我が国鋼材が市場シェアを失い、一定内の仮定を置いて試算をした結果、鉄鋼業及び関連産業の国内生産額が7,660億円、雇用者数が2.3万人、GDPが2,556億円の減少と重大な影響が生じる可能性がある。更には、我が国鉄鋼業の国際競争力が失われることにより、ユーザー産業の競争力等への悪影響も懸念される。

### ○コークス

仮に課税された場合、コークス1トン当たり900円程度の負担増と試算されるが、コークスは製品価格に占める原料価格の割合が高いことから(約90%)、僅少な利幅に与える影響は非常に大きく、業界の存続問題も生じかねない。また、国際的なコークス市場においては、安価なコークスの流通が見られており、仮に900円増額した場合、これらコークスと価格競争力を喪失する恐れがある。仮に、国内コークス業者の存立が困難となれば、雇用(コークス業界約2200人及び、関連産業約6000人)にも影響が及ぶ。また、課税の影響等でコークス専業者が廃業すると、我が国の基幹的産業である鉄鋼業における安定的なコークス調達にも大きな支障を生じかねない。

### ○セメント

仮に課税された場合、セメント1トン当たり70円程度の負担増と試算されるが、国内産のセメントは中国・韓国からの輸入セメントと50円/トン程度の価格差で熾烈な競争を展開している。主要国において、セメントの原料に使用される石炭に対する課税が行われないまま、我が国だけが課税された場合、我が国セメントメーカーは、価格競争力を失い、徐々に市場シェアを失い、これによって設備稼働率が低減することから、更に競争力が低下する事態も考えられる。こうした事態が継続すれば、国内に30カ所存在するセメント工場も徐々に閉鎖されることも考えられ、国内でセメント製造に直接関連する雇用(現時点での業界団体推計約2万人)に影響するのみならず、セメントを材料とする他の多くの産業や国民生活に多大な影響を及ぼすおそれがある。中でも、生コンクリート製造業やコンクリート製品製造業は大半が価格交渉力の弱い中小企業であり影響が大きい。また、全国で発生する全ての廃棄物のうち約1割を、セメント産業は生産プロセスの中で処理しており、各地で廃棄物処理の中核的役割を担っている。仮に、セメント産業が縮小した場合には、各地の廃棄物処理にも大きな影響を及ぼす可能性がある。

### ⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付

我が国の石油市場は、需要が減少していく中でアジア地域等からの安価な輸入品が輸入される環境にあるところ、仮に本還付措置がない場合、石油石炭税が免税されている輸入ナフサ等との価格競争により、我が国石油精製業の競争力低下を招く恐れがあることから、本措置により、国産品と輸入品とのイコール・フットィングを確保することが必要。

### ⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付

我が国の石油市場は、需要が減少していく中でアジア地域等からの安価な輸入品が輸入される環境にあるところ、仮に当該措置がない場合、石油石炭税が非課税となっている輸入

		アスファルト等との価格競争により我が国石油精製業の競争力低下を招く恐れがあることから、本措置により国産品と輸入品とのイコールフットィングを確保することが必要。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	無し。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	無し。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>課税環境の国際的なイコールフットィングを確保する観点からは、補助金等の一時的な措置でなく、恒久的な非課税措置が講ぜられる必要がある。</p> <p>また、課税対象物の生産量は、予め予測することができないため、補助金で予算を適切に手当てすることは不可能である。</p> <p>①石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等 石油化学企業及び石油精製企業が本措置を利用。また、石油化学製品を利用する中小企業 17,000 社にも効果が均霑する。</p> <p>また、石油化学製品の downstream は広範であり、製品輸入時点で課税して調整することは困難なため、原料時点での免税で措置することが妥当。</p> <p>②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税 ゴム製品、接着剤、塗料等の生産量は予め予測できないことから、補助金では予算を適切に手当てすることは不可能。非課税以外の手段での公平な措置は困難。</p> <p>③引取りに係る石油製品等の免税 輸入ナフサを使用する石油化学企業が本措置を利用。また、石油化学製品を利用する中小企業 17,000 社にも効果が均霑する。</p> <p>また、石油化学製品の downstream は広範であり、製品輸入時点で課税して調整することは困難なため、原料時点での免税で措置することが妥当。</p> <p>④引取りに係る特定石炭の免税 鉄鋼、コークス及びセメント製造用の原料用石炭に対しては、諸外国では課税しておらず、我が国において税制以外の手段により措置することはイコールフットィングとならない。また、原料用石炭の使用量を正確に予測することは困難であり、予算措置等によるイコールフットィングの確保は不可能。</p> <p>⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付</p>

			<p>石油化学製品製造用国産ナフサ等の生産量は予め予測できず、補助金では適切な手当が不可能であることから、他の手段での公平な措置は困難であり、課税公平原則の観点からも必要最小限の措置である。</p> <p>⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付 国産アスファルト等の生産量は予め予測できず、補助金では適切な手当が不可能であることから、他の手段での公平な措置は困難であり、課税の公平原則の観点からも、必要最小限の措置である。</p>										
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>①石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等 適用数量等は想定以上に僅少ではなく、適用対象者は輸入ナフサを使用する石油化学企業又は国内でナフサを製造する企業全てであることから、特定の者に偏っていない。また、この効果は、直接、本措置が適用される者のみならず、石油化学製品を利用する中小企業約 17,000 社にも効果が均霑している。</p> <p>○免税額</p> <p>平成18年度 39,095億円 平成19年度 39,631億円 平成20年度 34,577億円 平成21年度 36,164億円 平成22年度 36,315億円 平成23年度 34,968億円 平成24年度 35,773億円 (18～22年度は国税庁統計年報、23年度は石油化学工業協会ほか業界推計、24年度は財務省試算値)</p> <p>○免税量(千KL)</p> <p>平成18年度 72,667(千KL) 平成19年度 73,664(千KL) 平成20年度 64,270(千KL) 平成21年度 67,220(千KL) 平成22年度 67,500(千KL) 平成23年度 64,995(千KL) 平成24年度 66,493(千KL) (18～22年度は国税庁統計年報、23年度は石油化学工業協会ほか業界推計、24年度は財務省試算値)</p> <p>②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税 適用数量等は想定以上に僅少ではなく、ゴム製品等を製造するために揮発油又はみなし揮発油を使用する全ての事業者が本措置を利用していることから、特定の者に偏っていない。</p> <p>○免税額(百万円)</p> <table border="1" data-bbox="587 2092 1490 2128"> <tr> <td></td> <td>2009</td> <td>2010</td> <td>2011</td> <td>2012</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		2009	2010	2011	2012					
	2009	2010	2011	2012									

ゴム	577	608	310	310	
塗料	2,277	2,841	3,124	2,747	2
印刷用インキ	239	178	179	199	
接着剤	411	406	373	396	
その他	660	733	817	736	
合計	4,164	4,766	4,803	4,388	4

(国税庁統計及び11年度は日本ゴム工業会、日本塗料工業会、印刷インキ工業会、日本接着剤工業会等業界調べ)

○免税量 (kL)

	2009	2010	2011	2112
ゴム	10,739	11,295	5,759	5,759
塗料	42,323	52,790	58,075	51,066
印刷用インキ	4,444	3,311	3,335	3,697
接着剤	7,630	7,546	6,931	7,369
その他	12,265	13,622	15,181	13,689
合計	77,401	88,564	89,281	81,580

(国税庁統計及び11年度は日本ゴム工業会、日本塗料工業会、印刷インキ工業会、日本接着剤工業会等業界調べ)

③引取りに係る石油製品等の免税

適用数量等は想定以上に僅少ではなく、適用対象者は輸入ナフサを使用する石油化学企業全てであることから、特定の者に偏っていない。また、この効果は、直接、本措置が適用される者のみならず、石油化学製品を利用する中小企業約17,000社にも効果が均霑している。

○免税額

平成18年度	589億円
平成19年度	554億円
平成20年度	456億円
平成21年度	536億円
平成22年度	553億円
平成23年度	509億円
平成24年度	533億円

(18年度～23年度は石油化学工業協会調べ、24年度は経産省推計)

○免税量

	(ナフサ等)	(LPG:千トン)
平成18年度	28,393	836
平成19年度	26,746	809
平成20年度	21,805	1,074
平成21年度	25,606	1,286
平成22年度	26,726	748
平成23年度	24,648	613
平成24年度	25,660	882

(18年度～23年度は石油化学工業協会及び石油連盟調べ、24年度は経産省推計)

④引取りに係る特定石炭の免税

本措置は、特定の用途(鉄鋼、コークス、セメント製造)に使用する石炭への課税を免除するものであり、主に鉄鋼、コークス、セメントを製造する事業者が対象であるため、想定外に僅少ではなく、また、特定の者に偏ったものでもない。

## (鉄鋼)

	適用件数	適用数量	減収額
平成19年度	16件	65,639千トン	459億円
平成20年度	15件	63,558千トン	445億円
平成21年度	13件	57,341千トン	401億円
平成22年度	13件	65,273千トン	457億円
平成23年度	13件	61,299千トン	429億円
平成24年度	13件	61,500千トン (見込み)	431億円

## (コークス)

	適用件数	適用数量	減収額
平成19年度	12件	5,094千トン	36億円
平成20年度	12件	4,044千トン	28億円
平成21年度	12件	3,211千トン	22億円
平成22年度	11件	4,633千トン	33億円
平成23年度	12件	4,209千トン	29億円
平成24年度	12件	4,600千トン	33億円

## (セメント)

	適用件数	適用数量	減収額
平成19年度	16件	5,651千トン	40億円
平成20年度	17件	5,599千トン	39億円
平成21年度	15件	4,204千トン	29億円
平成22年度	15件	4,847千トン	34億円
平成23年度	16件	4,378千トン	31億円
平成24年度	15件	4,400千トン (見込み)	31億円

なお、石油石炭税法による石炭への税率は、平成18年度から700円/トンとなっている。

(出典：用途証明申請者提出の実績報告書等。平成24年度減収額(見込み)は経済産業省試算)

⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付

本措置の対象は国内で原油を精製して製造された国産ナフサ等を原料として石油化学製品を製造した場合における全てのナフサ等製造事業者(石油精製業者)が対象であるため、僅少であったり、特定の者に偏ってはいない。

<適用者数>

平成19年度	12社
平成20年度	12社
平成21年度	11社
平成22年度	11社
平成23年度	10社(実績見込み)
平成24年度	10社(見通し)

<適用数量>

平成19年度	24,357千kl
平成20年度	22,565千kl
平成21年度	23,298千kl

		<p>平成22年度 22,176千kl  平成23年度 21,351千kl (実績見込み)  平成24年度 21,157千kl (見通し)</p> <p>&lt;還付額&gt;  平成19年度 497億円  平成20年度 460億円  平成21年度 475億円  平成22年度 452億円  平成23年度 436億円 (実績見込み)  平成24年度 432億円 (見通し)</p> <p>(石油連盟調べ)</p> <p><u>⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付</u>  本措置の対象は国内で原油を精製し、石油アスファルト等を製造する全ての事業者(石油精製業者)が対象であるため、僅少であったり、特定の者に偏ってはいない。</p> <p>&lt;適用者数&gt;  平成19年度 11社  平成20年度 11社  平成21年度 10社  平成22年度 10社  平成23年度 9社 (実績見込み)  平成24年度 9社 (見通し)</p> <p>&lt;適用数量&gt;  平成19年度 6,372千kl  平成20年度 6,092千kl  平成21年度 6,059千kl  平成22年度 6,025千kl  平成23年度 5,553千kl (実績見込み)  平成24年度 5,386千kl (見通し)</p> <p>&lt;還付額&gt;  平成19年度 130億円  平成20年度 124億円  平成21年度 124億円  平成22年度 123億円  平成23年度 113億円 (実績見込み)  平成24年度 110億円 (見通し)</p> <p>(石油連盟調べ)</p>
<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>		<p>現行の措置はあくまで特例措置であるがゆえに課税の議論にさらされ易く、その度に株価が著しく下落するなど、事業基盤が必ずしも安定していないため、企業にとっては、長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。</p> <p>この点については、本則恒久化が達成されることにより解消され、課税環境の国際的なイコールフットィング、製品の低廉かつ安定的な供給が図られることを通じて、我が国企業の国際競争力の強化及び産業空洞化の防止に貢献できる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>		<p><u>①石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等</u>  石油化学製品の製造に使用する揮発油(ナフサ)における課税環境の国際的なイコールフットィングを確保し、幅広い産業で活用される石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を通じて、我が国製造業の国際競争力の強化及び産業空洞化の防止を図る。</p> <p><u>②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税</u></p>

		<p>ゴム製品等の製造用に使用する揮発油及びみなし揮発油における課税環境の国際的なイコールフットィングを確保し、幅広い産業で活用されるゴム製品等の基礎材の低廉かつ安定的な供給を通じて、我が国製造業の国際競争力の強化及び産業空洞化の防止を図る。</p> <p>③引取りに係る石油製品等の免税 石油化学製品の製造用に使用する原油、石油製品及びガス状炭化水素における課税環境の国際的なイコールフットィングを確保し、幅広い産業で活用される石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を通じて、我が国製造業の国際競争力の強化及び産業空洞化の防止を図る。</p> <p>④引取りに係る特定石炭の免税 鉄鋼、コークス、セメント製造用に使用する石炭における課税環境の国際的なイコールフットィングを確保し、我が国製造業の基盤を支える基礎資材である鉄鋼、コークス、セメントの低廉かつ安定的な供給を通じて、我が国製造業の国際競争力強化及び産業空洞化の防止を図る。</p> <p>⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付 石油化学製品製造用国産ナフサ等に係る石油石炭税を還付することにより、課税環境のイコールフットィングを確保する。また、当該国産ナフサ等を原料に幅広い産業で活用される石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を通じて、我が国製造業の国際競争力の強化及び産業空洞化の防止を図る。</p> <p>⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付 国産石油アスファルト等に係る石油石炭税を還付することによる課税環境のイコールフットィング確保を通じて、我が国製造業の国際競争力の強化及び産業空洞化の防止を図る。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>現行制度においては、租税特別措置法において、原料用途の石油、石炭、揮発油の免税・還付が措置されているが、現行の措置は、あくまで特例措置であるがゆえに、課税の議論にさらされ易く、その度に関連事業者の株価が著しく下落するなど、事業基盤が必ずしも安定していない。このため、企業にとっては、長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>①石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等 昭和32年度 創設</p> <p>②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税 昭和32年度 創設（揮発油） 昭和59年度 創設（みなし揮発油）</p> <p>③引取りに係る石油製品等の免税 昭和52年度 創設 石油化学製品等製造用輸入ナフサに係る免税措置の創設（1年毎に免税措置を延長） 昭和59年 石油化学製品等製造用輸入LPGに係る免税措置の創設（1年毎に免税措置を延長） 昭和61年 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPGに係る本税を2年間の免税措置として延長</p>

昭和63年 同上  
平成2年 同上  
平成4年 同上  
石油化学製品製造用輸入原油（重質NGL）に係る免税措置の創設  
平成6年  
石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG・原油（重質NGL）に係る本税を2年間の免税措置として延長  
平成8年 以降2年ごとに延長  
平成16年 同上  
石油化学製品製造用輸入ガスオイル（粗製灯油、粗製軽油）に係る免税措置の創設  
平成18年  
石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG・原油（重質NGL）・ガスオイル（粗製灯油、粗製軽油）に係る本税を2年間の免税措置として延長  
平成20年 同上  
平成22年 同上  
平成24年 「当分の間」の免税が措置

④引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント）の免税  
平成15年 創設  
平成17年 2年延長 以降2年ごとに延長  
平成24年 「当分の間」の免税が措置

⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付  
平成元年度 創設  
（石油化学製品製造用国産ナフサに係る還付制度創設）  
平成2年度 以降2年ごとに延長  
平成16年度 拡充・延長（対象に石油化学製品製造用国産ガスオイル（粗製灯油及び粗製軽油）を追加）  
平成18年度 以降2年ごとに延長  
平成24年度 「当分の間」の還付が措置

⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付  
平成9年度 創設  
平成11年度 以後2年ごとに延長  
平成24年度 「当分の間」の還付が措置